

電子提供措置の開始日 2024年3月5日

第14回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ギフティ

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
当事業年度末日における新株予約権等の状況は以下のとおりです。
- ① 第6回新株予約権（2016年9月9日発行）
- ・新株予約権の数
135個（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式135,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価格
1株あたり 70円
 - ・新株予約権の行使期間
2018年9月10日から2026年9月9日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。
- ② 第8回新株予約権（2018年3月23日発行）
- ・新株予約権の数
27個（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式27,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価格
1株あたり 210円
 - ・新株予約権の行使期間
2020年3月24日から2028年3月23日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

③ 第9回新株予約権（2018年7月18日発行）

- ・新株予約権の数
265個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式265,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 210 円
- ・新株予約権の行使期間
2020年7月19日から2028年7月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

④ 第10回新株予約権（2019年1月4日発行）

- ・新株予約権の数
70個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式70,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 275 円
- ・新株予約権の行使期間
2021年1月4日から2029年1月3日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 第12回新株予約権（2019年5月17日発行）

- ・新株予約権の数
42個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式42,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,500円
- ・新株予約権の行使期間
2021年5月18日から2029年5月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑥ 第13回新株予約権（2020年11月13日発行）

- ・新株予約権の数
141個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式141,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,215円
- ・新株予約権の行使期間
2022年11月14日から2030年11月13日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑦ 第14回新株予約権（2021年3月12日発行）

- ・新株予約権の数
526個（新株予約権1個につき100株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式52,600株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,898円
- ・新株予約権の行使期間
2023年3月13日から2031年3月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑧ 第15回新株予約権（2021年11月12日発行）

- ・新株予約権の数
78個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式78,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,528円
- ・新株予約権の行使期間
2023年11月13日から2031年11月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- ⑨ 第16回新株予約権（2022年11月14日発行）
- ・新株予約権の数
80個（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式80,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価格
1株あたり 2,291円
 - ・新株予約権の行使期間
2024年11月15日から2032年11月14日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ⑩ 第17回新株予約権（2023年11月14日発行）
- ・新株予約権の数
102個（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式102,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,792円
 - ・新株予約権の行使期間
2025年11月15日から2033年11月14日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第6回新株予約権	一個	一株	一名
	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	265個	265,000株	3名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
	第14回新株予約権	一個	一株	一名
	第15回新株予約権	一個	一株	一名
	第16回新株予約権	一個	一株	一名
社外取締役	第17回新株予約権	一個	一株	一名
	第6回新株予約権	一個	一株	一名
	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	一個	一株	一名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
	第14回新株予約権	一個	一株	一名
監査役	第15回新株予約権	一個	一株	一名
	第16回新株予約権	一個	一株	一名
	第17回新株予約権	一個	一株	一名
	第6回新株予約権	一個	一株	一名
	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	一個	一株	一名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当該新株予約権等の内容は (1) に記載のとおりであります。

- ・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	名 称	新株予約権の数	交 付 者 数
当社従業員 (当社役員を除く)	第17回新株予約権	102個	78名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である GIFTEE MALAYSIA SDN.BHD.、Giftee Mekong Company Ltd.、PT giftee International Indonesia. 及び GIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

- (5) 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

- (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要がある場合と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。
 - (b) コンプライアンス体制の整備強化を図るために「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「コンプライアンス規程」及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査担当が当社グループの内部監査を積極的に実施することにより、コンプライアンス体制を確保し、内部統制システムの有効性と妥当性を検証します。
 - (c) 健全な組織運営を目指し、内部通報制度を導入して運営します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
 - (b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。
 - (b) 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備します。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
 - (b) 業務執行に関しては、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。
 - (b) 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 代表取締役社長は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査担当と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図るものとします。
- j. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、監査役3名も出席のうえ開催し、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、指名・報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。取締役の指名及び報酬等に関しては、各委員会の答申を踏まえて取締役会において決定することとしております。

d. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

e. 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は常勤取締役及び代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社グループは成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化並びに人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,166	3,153	1,389	△0	7,709
当期変動額					
新株の発行	40	40			80
親会社株主に帰属する当期純利益			129		129
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	40	40	129	△0	209
当期末残高	3,207	3,194	1,519	△0	7,919

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	123	△31	91	288	4	8,094
当期変動額						
新株の発行						80
親会社株主に帰属する当期純利益						129
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△44	6	△38	44	△4	1
当期変動額合計	△44	6	△38	44	△4	211
当期末残高	78	△25	53	332	—	8,305

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数：7社

(2)連結子会社の名称

GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.

ソウ・エクスベリエンス株式会社

Giftee Mekong Company Ltd.

PT giftee International Indonesia.

株式会社paintory

meuron株式会社

GIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITED

(3)連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、meuron株式会社の株式を追加取得し子会社化したことにより、並びにベトナムにGIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立したことにより、連結の範囲に含めております。

(4)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の数：1社

(2)持分法を適用した関連会社の名称：株式会社DIRIGIO

(3)持分法を適用していない関連会社の名称

持分法を適用していない関連会社はありません。

(4)持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社DIRIGIOの株式を追加取得したことにより、関連会社に該当することになったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。

3. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

商品：移動平均法による原価法及び最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品：最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年

工具、器具及び備品：4～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。商標権につきましては、10年の定額法により償却を行っております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

②重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7～10年間の均等償却を行っております。

④収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるeギフトプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

eギフトプラットフォーム事業

主にeギフトの生成・流通・販売・決済・実績管理を一気通貫で行っています。顧客の商品・サービスと交換できるeギフトを第三者へ発券し、ユーザーが利用できる状態に手配、管理するサービスであることから、eギフトを第三者へ発券しユーザーが利用できる状態に手配した時点、発券したeギフトをユーザーが利用した時点、又は発券したeギフトが有効期限切れによって管理が終了した時点で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

1. ソウ・エクスペリエンス株式会社に係るのれん及び商標権の減損損失の認識の要否に関する判断

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,122百万円
商標権	307百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんのうち1,122百万円及び商標権307百万円は、連結子会社であるソウ・エクスペリエンス株式会社を取得した際に発生したものであり、取得時に対象会社が作成した将来の事業計画に基づいて超過収益力を検討し、計上しております。

のれんについて減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続した営業損失の計上、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等が含まれます。

当連結会計年度においては、ソウ・エクスペリエンス株式会社に係るのれん及び商標権を含む資産グループであるソウ・エクスペリエンス株式会社全体について、取得時に見込んだ事業計画上の営業利益の達成状況等を検討し、減損の兆候があると判定しておりますが、最新の事業計画に基づくのれん及び商標権の残存償却期間における割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにについては対象会社の直近の事業計画達成状況、販売実績や販売予測、対象会社を取り巻く経営環境、及び市場の動向等に基づいて策定され、対象会社の最新の事業計画を基礎として算出しております。事業計画の主要な仮定は将来のカatalog販売高の予測であり、過去の実績及び受注の獲得予測を考慮して決定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該主要な仮定は、不確実性が高く、将来の予測可能な事業環境の変化などによって、将来キャッシュ・フローが悪化した場合、減損損失の認識により翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券（非上場株式）の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	2,430百万円
---------------	----------

投資有価証券評価損 727百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、当社グループの持続的な成長を実現するため、スタートアップ企業への投資を行っております。当社グループでは、複数の非上場企業に対して投資先の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額で投資しております。外貨建の非上場株式については期末日の為替レートで換算しております。そのうえで、当該非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力が毀損することにより実質価額が著しく下落したときに、減損処理を行います。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資時における事業計画の達成状況や事業の進捗状況、市場の動向や資金調達状況等を把握するとともに、投資先の最新の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値から株式価値を算定し、当該株式価値を株式簿価と比較することにより判断しております。当該判断には、見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、投資先の事業計画における主に将来の売上予測及び割引率であります。

連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	74百万円
建物	40 //
工具、器具及び備品	33 //

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 29,399,302株
2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 807,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については銀行借入並びに株式及び社債の発行によっております。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

金融資産の主なもの、現金及び預金、受取手形及び売掛金、並びに投資有価証券があります。預金は普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は非上場株式、非上場新株予約権付社債及び投資事業有限責任組合への出資金であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは支払手形及び買掛金、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金があります。支払手形及び買掛金については、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に投資資金の調達によるものであり、そのうち長期借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理しております。投資有価証券は定期的に発行会社の財務内容を把握することにより管理しております。営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券			
非上場新株予約権付社債	331	331	-
資産計	331	331	-
(1)転換社債型新株予約権付社債	7,010	6,845	△164
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,149	1,142	△6
負債計	8,159	7,988	△171

（※1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（※2）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

（※3）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,430
投資事業有限責任組合出資金	556

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
非上場新株予約権付社債	-	-	331	331
資産計	-	-	331	331

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	-	6,845	-	6,845
長期借入金	-	1,142	-	1,142
負債計	-	7,988	-	7,988

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

当社が保有している非上場新株予約権付社債は、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格等に基づいて算定しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後、一定期間は有効であるものと仮定しております。

②転換社債型新株予約権付社債

当社が発行している転換社債型新株予約権付社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

③長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	eギフトプラットフォーム事業（百万円）
gifteeサービス	178
giftee for Businessサービス	4,495
eGift Systemサービス	750
地域通貨サービス	724
Sow Experienceサービス	815
その他サービス	262
顧客との契約から生じる収益	7,226
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,226

（注）当社グループは「eギフトプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしていません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等3. 会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,944
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,056
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	31
契約負債（期首残高）	39
契約負債（期末残高）	129

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた金額は39百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	271円20銭
1株当たり当期純利益	4円43銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	特定株式積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,166	3,153	3,153	482	1,247	1,729
当期変動額						
新株の発行	40	40	40			
当期純利益					627	627
特定株式積立金				△30	30	－
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	40	40	40	△30	657	627
当期末残高	3,207	3,194	3,194	452	1,904	2,356

	株主資本		評価・換算 差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	△0	8,049	123	288	8,461
当期変動額					
新株の発行		80			80
当期純利益		627			627
特定株式積立金		－			－
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△44	44	△0
当期変動額合計	△0	707	△44	44	706
当期末残高	△0	8,757	78	332	9,168

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年

工具、器具及び備品：6～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるeギフトプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

eギフトプラットフォーム事業

主にeギフトの生成・流通・販売・決済・実績管理を一気通貫で行っています。顧客の商品・サービスと交換できるeギフトを第三者へ発券し、ユーザーが利用できる状態に手配、管理するサービスであることから、eギフトを第三者へ発券しユーザーが利用できる状態に手配した時点、発券したeギフトをユーザーが利用した時点、又は発券したeギフトが有効期限切れによって管理が終了した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表において、2021年3月に取得したソウ・エクスペリエンス株式会社の関係会社株式1,947百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソウ・エクスペリエンス株式会社の株式は市場価格のない株式であるため、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較を行い、実質価額の著しい下落に関する判定を行っております。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、取得時の事業計画の達成状況や経営環境の変化等を総合的に勘案して超過収益力の毀損の有無を判断しております。当該事業計画における主要な仮定の内容については、連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 1. ソウ・エクスペリエンス株式会社に係るのれん及び商標権の減損損失の認識の要否に関する判断」に記載のとおりであります。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 2,430百万円

投資有価証券評価損 718百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. 投資有価証券（非上場株式）の評価」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	60 百万円
建物	32 //
工具、器具及び備品	27 //

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権	8 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1 //

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	9 百万円
営業取引以外の取引による取引高	5 //

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	200株
------	------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	18百万円
一括償却資産	3 //
資産除去債務	18 //
未払事業税	30 //
未払賞与	67 //
貸倒引当金	13 //
関係会社株式評価損	97 //
投資有価証券評価損	182 //
その他	24 //
繰延税金資産小計	457百万円
評価性引当額	△258 //
繰延税金資産合計	199百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△15百万円
その他有価証券評価差額金	△34 //
繰延税金負債合計	△49百万円
繰延税金資産純額	149百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	鈴木 達哉	(被所有) 直接5.14	当社代表取締役	新株予約権の権利行使 (注)	11	—	—
役員	柳瀬 文孝	(被所有) 直接4.46	当社取締役	新株予約権の権利行使 (注)	11	—	—
関連会社	株式会社DIRIGIO	所有 直接37.89	資本業務提携 役員の兼任	新株予約権付社債の 引受け	258	関係会社社債	316

(注) 2018年7月18日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

収益認識に関する注記

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	300円55銭
1株当たり当期純利益	21円46銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。